

議会運営委員会

令和 7 年 2 月 1 8 日（火）

午前 9 時 5 9 分 開 会

○濱中委員長 おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開催いたします。

本日は、令和 7 年第 1 回尾鷲市議会定例会に係る議会運営委員会開催ということでお集まりいただきありがとうございます。

それでは、ここで市長より御挨拶をいただきます。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、令和 7 年第 1 回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

本定例会に上程いたします議案につきましては、議案第 3 号、仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項に係る関係条例の整備に関する条例の制定についてから、議案第 3 9 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの 3 7 議案、そのうち、条例の制定議案が 3 件、条例の一部改正議案が 1 3 件、条例廃止議案が 2 件、及び、議案第 2 1 号、令和 7 年度尾鷲市一般会計予算の議決についてから、議案第 3 0 号、令和 6 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 4 号）の議決についてまでの予算議案が 1 0 件、並びに、ほか認定等議案が 5 件、選任議案が 4 件であります。

また、人権擁護委員候補者の推薦についての諮問が 2 件であります。

これら提出議案の詳細につきましては総務課長より説明いたさせます。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○濱中委員長 それでは議題に入ります。

まず、提出議案についての説明をお願いします。

○森本総務課長 総務課です。よろしくお願いたします。

それでは、令和 7 年第 1 回尾鷲市議会定例会への提出議案について御説明いたします。

議案書の 1 ページを御覧ください。

議案第 3 号、仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項に係る関係条例の整備に関する条例の制定についてにつきましては、市職員の仕事と育児、介護を両立できるよう、柔軟な働き方を実現する措置の拡充を図るため、二つの条例を改正する整

備条例を制定するものであります。

次に、4ページの議案第4号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてにつきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行、こちらのほうに伴い、懲役及び禁錮が廃止されまして拘禁刑が創設されましたことから、関係条例の整理等を行い、所要の改正を一括整理条例案について行うものでございます。

次に、8ページの議案第5号、尾鷲市災害からライフラインを守る事前伐採事業分担金徴収条例の制定についてにつきましては、県が取り組んでおりますみえ森と緑の県民税（連携枠）事業について、本市が実施主体となり、事業者に分担金を賦課するための分担金徴収条例を制定するものでございます。

次に、10ページの議案第6号、尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用条文の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、12ページの議案第7号、尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてにつきましては、法律の改正により、特定任期付職員に勤勉手当が支給されることに伴いまして、条例の一部を改正するものであります。

次に、14ページの議案第8号、尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてにつきましては、市立とちのもり保育園の開園に伴いまして、同保育園で嘱託医及び嘱託歯科医の報酬について定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、16ページの議案第9号、職員の給与に関する条例の一部改正についてにつきましては、人事院勧告に基づき、扶養手当や通勤手当などを定める法律が改正されましたことにより、本市においても、人事院勧告を遵守するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、54ページを御覧ください。議案第10号、尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてにつきましては、人事院勧告に基づき、給料表の見直し、期末・勤勉手当の支給割合を2.5月から3.475月とする等の条例の一部を改正するものであります。

次に、78ページのほうを御覧ください。議案第11号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてにつきましては、法律が改正されたことにより、暫定再任用職員にも住宅手当が支給対象

となったため、条例の一部を改正するものであります。

次に、８０ページの議案第１２号、尾鷲市市税条例の一部改正についてにつきましては、道交法の改正により、運転免許証とマイナンバーカードとの連携が開始されることに伴いまして、所要の改正を行うとともに、令和８年度より、本市における軽自動車税種別割の納期限を、現在の４月３０日から５月３１日に変更するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、８２ページの議案第１３号、尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてにつきましては、栄養士法の改正が行われ、栄養士資格の取得がなくとも管理栄養士の資格を取得することが可能となったこと等の所要の改正に伴いまして、条例の一部を改正するものであります。

次に、８５ページの議案第１４号、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてにつきましては、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に対する見直しに伴いまして、条例の一部を改正するものであります。

次に、８８ページの議案第１５号、尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてにつきましては、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための尾鷲市災害弔慰金等支給審査委員会を置くため、条例の一部を改正するものであります。

次に、９０ページの議案第１６号、尾鷲市消防団条例の一部改正についてにつきましては、消防団に、特定の業務に従事する機能別消防団員を導入することに伴いまして、消防団員の種類、報酬等を定める必要があるための、条例の一部を改正するものであります。

次に、９２ページの議案第１７号、尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてにつきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正するに伴いまして、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額の改定を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、９４ページの議案第１８号、尾鷲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてにつきましては、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金の勤務年数の区分に、新たに３５年以上の区分を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、９６ページの議案第１９号、尾鷲市立幼稚園条例の廃止についてにつきま

しては、現在閉園となっておる尾鷲市立尾鷲幼稚園を廃園とするため、条例を廃止するものであります。

次に、98ページの議案第20号、尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例の廃止についてにつきましては、本条例での宅地開発に関する諸規制が、宅地造成及び特定盛土等規制法での規制に集約されまして、三重県での一括許可事項となることから、条例を廃止するものであります。

次に、100ページの議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決についてから、109ページの議案第30号、令和6年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第4号）の議決についてまでの議案について一括して説明いたします。

お手元の令和7年度当初予算主要事項説明の1ページのほうを御覧ください。

令和7年度当初予算につきましては、予算集計表にありますとおり、一般会計が121億4,142万4,000円で前年度比13億9,229万1,000円の増加であります。また、特別会計は、国民健康保険事業会計が21億7,082万1,000円で2,698万9,000円の減少、後期高齢者医療事業会計が7億3,250万3,000円で2,092万3,000円の増加であります。企業会計は、病院事業会計が51億4,942万7,000円で3,368万4,000円の増加、水道事業会計が9億491万7,000円で7,219万の減少となっております。

次に、2ページのほうを御覧ください。一般会計の歳入であります。

主なものとして、1款市税は前年度比8,456万増の18億6,029万2,000円で、これは、前年度に個人住民税の定額減税があったことが主な要因であります。

2款地方譲与税から8款環境性能割交付金までは、過去の実績等を勘案して計上したもので、それぞれ記載のとおりであります。

次に、9款地方特例交付金は、先ほどの個人住民税定額減税の減収補填分5,790万を減額した700万の計上であります。

10款地方交付税は1億40万増の43億5,940万で、内訳は、普通交付税37億1,300万円、特別交付税6億4,640万であります。

次に、12款分担金及び負担金は9,362万4,000円減の5,509万7,000円で、主に、市営野球場解体工事に係る東紀州環境施設組合からの負担金9,250万の皆減によるものであります。

次に、14款国庫支出金は4億5,924万1,000円増の17億2,756万で、多目的スポーツフィールド整備事業に対する社会資本整備総合交付金3億1,

201万5,000円の増加及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金6,832万9,000円の皆減等によるものであります。

15款県支出金は9,055万8,000円増の6億9,134万円で、参議院議員及び三重県知事選挙に係る選挙執行委託金の増加等によるものであります。

16款財産収入は2,119万1,000円増の3,964万3,000円で、主に立木売払収入2,098万2,000円の増加によるものであります。

次に、17款寄附金は200万増の4億200万円で、うち、ふるさと応援寄附金は前年度と同額の4億円を計上しております。

18款繰入金は3億5,232万9,000円増の11億4,483万6,000円で、うち、財政調整基金繰入金は2億2,244万5,000円増の6億60万9,000円、また、国市浜公園整備等基金繰入金6,900万円を計上しております。

次に、20款諸収入は7,544万4,000円増の2億1,744万3,000円で、デジタル基盤改革支援補助金7,107万9,000円の増額が主な要因であります。

21款市債、3億4,260万増の9億5,490万円で、多目的スポーツフィールド整備事業債2億6,850万の増加、東紀州環境施設組合施設整備事業債1億4,100万の増加等によるものであります。

続きまして、3ページのほうを御覧ください。歳出のほうでございます。

款別の予算額につきましては、記載のとおりでありますので、御参照のほど、お願いいたします。

次に、4ページを御覧ください。性質別歳出の一覧であります。

主なものとしまして、まず人件費につきましては、前年度比2億319万7,000円増の18億8,036万7,000円で、人事院勧告による給与費の増加等が主な要因でございます。

次に、物件費は2億4,519万2,000円増の22億345万7,000円で、標準準拠システム設計開発業務委託料5,187万6,000円の増加のほか、小中学校1人1台端末購入費4,647万5,000円の皆増等が主な要因でございます。

一つ飛びまして扶助費につきましては、7,131万7,000円増の18億9,625万3,000円で、制度改正に伴う児童手当4,209万円の増加等が主なものであります。

次に、補助費等は3億7,844万1,000円増の19億6,404万6,000円で、東紀州環境施設組合負担金1億3,854万5,000円の増加及び病院事業

会計負担金、水道事業会計負担金のそれぞれの増加等が主な要因であります。

次に、公債費につきましては4,244万2,000円減の9億3,555万7,000円、積立金につきましては2,304万9,000円増の2億8,669万5,000円であります。

一つ飛びまして繰出金につきましては、1,796万2,000円増の12億2,042万3,000円で、後期高齢者医療事業特別会計繰出金1,243万3,000円の増加が主なものであります。

次に、投資的経費、4億9,449万9,000円増の16億7,751万3,000円で、うち、補助事業費5億6,085万2,000円の増額は、多目的スポーツフィールド整備事業5億9,663万円の増加が主な要因であります。

また、単独事業費で7,218万7,000円の減額は、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化事業に係る設計業務委託料2,955万の皆減、斎場火葬炉改修関連工事費2,093万8,000円の減少等が主な要因であります。

続きまして、5ページから18ページまでは、一般会計の主要事項について款別に取りまとめたものでございまして、御参照いただければと思います。

続きまして、19ページのほうを御覧ください。債務負担行為であります。

メールシーラー保守業務委託をはじめ計4件について債務負担行為を設定するもので、それぞれの期間及び限度額につきましては記載のとおりであります。

次に、20ページのほうを御覧ください。国民健康保険事業特別会計につきましては、歳出の3款国民健康保険事業費納付金の減少見込み等により、前年度比2,698万9,000円減の21億7,082万1,000円であります。

21ページを御覧ください。後期高齢者医療事業特別会計につきましては、歳出の2款広域連合負担金の増加等により、前年度比2,092万3,000円増の7億3,250万3,000円あります。

次に、22ページを御覧ください。病院事業会計であります。

収益的収入及び支出につきましては、収入が、医業収益の2億4,677万8,000円の減少、医業外収益6,923万3,000円の増加により、前年度比1億7,754万5,000円減の40億6,628万円、支出が、医業費用6,420万5,000円の増加、医業外費用653万円の減少により、前年度比5,767万5,000円増の45億2,432万3,000円あります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入が、企業債350万の増加、負担金4,785万6,000円の増加、前年度比5,135万6,000円増の4億4,

378万3,000円、支出が、企業債償還金2,487万9,000円の減少等により、2,399万1,000円減の6億2,510万4,000円であります。

債務負担行為につきましては、学資貸与金などの計2件で、期間、限度額は記載のとおりとなっております。

次に、23ページのほうを御覧ください。水道事業会計であります。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収入が、営業収益5,053万1,000円の減少、営業外収益3,686万3,000円の増加により、前年度比1,366万8,000円減の5億7,717万5,000円、支出が、営業外費用352万3,000円の減少等により、前年度比257万1,000円減の5億1,690万9,000円であります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入が、負担金4,799万1,000円の減少、企業債1,280万円の減少、前年度比6,079万1,000円減の6,384万5,000円、支出が、建設改良費5,893万8,000円の減少等により、前年度比5,852万2,000円減の3億2,774万2,000円でございます。

当初予算については以上でございます。

続きまして、令和6年度の補正予算について説明させていただきます。

補正予算（第11号）の主要事項説明の1ページのほうを御覧ください。

今回の補正につきましては、予算集計表にありますとおり、一般会計が歳入歳出それぞれ1億3,116万1,000円の増額、特別会計では、国民健康保険事業会計が3,534万1,000円、後期高齢者医療事業会計が1,828万9,000円、それぞれの増額であります。企業会計の病院事業会計では、歳入が2億6,223万3,000円、歳出が2,989万7,000円それぞれの減額、水道事業会計では、歳入が882万5,000円、歳出が1,170万9,000円の、それぞれ減額であります。

2ページを御覧ください。一般会計補正予算の歳入であります。

主なものとしたしまして、1款市税8,622万9,000円の増額は、市民税、固定資産税等の調定額が当初見込みを上回ったことによるものであります。

次に、2款地方譲与税674万の増額は、森林環境譲与税の増額によるものであります。

次に、10款地方交付税1億2,596万4,000円の増額は、普通交付税の追加交付によるものであります。

次に、12款分担金及び負担金2,198万7,000円の減額は、市営野球場解体工事負担金1,852万7,000円の減額が主なものであります。

次に、14款国庫支出金7,900万5,000円の減額は、定額減税補足給付金の確定による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7,197万6,000円の減額のほか、各補助対象事業費の精算見込み等によるものであります。

15款県支出金927万5,000円の減額は、衆議院議員選挙執行委託金872万3,000円の減額のほか、各補助対象事業費の精算見込み等に伴うものでございます。

次に、17款寄附金1,430万円の増額は、地方創生応援寄附金として御寄附いただいたものでございます。

次に、18款繰入金1,823万6,000円の増額は、後期高齢者医療事業会計から前年度精算金2,355万2,000円の繰入れ等によるものであります。

次に、20款諸収入1,608万9,000円の減額は、デジタル基盤改革支援補助金2,565万3,000円の減額、立木伐採補償料1,774万7,000円の増額等によるものであります。

次に、21款市債600万円の増額は、東紀州広域ごみ処理施設整備事業債1,450万の増額のほか、過疎債ハード分の分配額の増加及び起債対象事業費の変更に伴うものであります。

続きまして、3ページのほうを御覧ください。歳出であります。

款別の補正額につきましては記載のとおりであります。このうち主なものとしたしまして、4ページの歳出明細書で御説明いたします。内容につきましては、事業費の精算による減額が大半でございますので、それ以外のものを中心に説明させていただきます。

総務費のうち、中ほどにあります財産管理費の基金積立金は、今回の補正に伴う財政調整基金積立金3億5,440万円及び普通交付税の追加交付に伴う減債基金積立金3,228万6,000円、ゼロカーボンシティ推進基金積立金1,400万の、それぞれの増額が主なものでございます。

次に、下段になりますが、民生費の社会福祉総務費のうち、国民健康保険事業特別会計繰出金は、保険基盤安定繰出金等の額の確定により、1,251万3,000円の増額であります。

5ページを御覧ください。

二重丸の三つ目、老人福祉費のうち、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金

の671万8,000円の増額は、市内事業者が実施する非常用自家発電設備整備事業に対する国からの交付金を、同額を補助金として交付するものであります。

また、その三つ下でございます児童措置費の保育所等運営費4,174万7,000円の増額は、国の公定価格の増額によるものでございます。

次に、6ページのほうを御覧ください。

衛生費の一番下にあります病院事業会計負担金209万2,000円の増額は、特別交付税に算入されている周産期医療に要する経費が人事院勧告の影響により増額したものでございます。

次の農林水産業費から7ページの教育費までは、事業費の精算に伴う減額が主なものでございます。

続きまして、8ページのほうを御覧ください。

繰越明許費であります。追加につきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業から多目的スポーツフィールド整備事業までの6件で、それぞれ年度内での事業実施が困難であるため、翌年度への繰越しをするものでございます。

また、変更1件につきましては、津波避難タワー整備事業で、繰越額を123万増額の2,201万円とするものであります。

次に、債務負担行為補正につきましては、公用車借上料など変更9件で、入札等による額の確定に伴いまして、記載のとおり、それぞれ限度額を変更するものであります。

次に、9ページのほうを御覧ください。国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

歳入歳出それぞれ3,534万1,000円を増額するもので、歳入の主なものは、1款国民健康保険税2,108万6,000円の増額、4款繰入金は一般会計から繰入金1,251万3,000円の増額であります。歳出につきましては、6款基金積立金3,613万4,000円の増額が主なものであります。

10ページを御覧ください。後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）であります。

歳入歳出それぞれ1,828万9,000円を増額するもので、歳入の主なものは、2款繰入金が一般会計からの繰入金446万3,000円の減額、また、4款諸収入につきましては、後期高齢者医療広域連合からの前年度精算金2,355万2,000円の増額であります。歳出につきましては、2款広域連合負担金526万3,000円の減額、及び、3款諸支出金は、一般会計への繰出金2,355万2,000

0円の増額であります。

次に、11ページを御覧ください。病院事業会計補正予算（第4号）であります。

まず、収益的収入及び支出の収入は、入院患者数の減少等による医業収益2億5,405万4,000円の減額等により、計2億4,983万3,000円の減額、支出は、医業費用1,750万7,000円の減額等により、計1,739万の減額であります。

また、資本的収入及び支出の収入は、企業債が1,240万円の減額、支出は、入札による医療機器購入費の減額等によりまして、建設改良費1,250万7,000円の減額であります。

次に、12ページを御覧ください。水道事業会計補正予算（第4号）であります。

まず、収益的収入及び支出の収入では、営業収益103万3,000円の増額及び営業外収益65万2,000円の減額で計38万1,000円の増額、支出につきましては、営業費用268万2,000円の減額、営業外費用は消費税納付額の増額等により116万9,000円の増額で、計151万3,000円の減額であります。

また、資本的収入及び支出の収入は、負担金390万6,000円、企業債530万の、それぞれの減額によりまして、計920万6,000円の減額、支出につきましては、建設改良費が1,019万6,000円の減額であります。

予算関連議案の説明は以上であります。

次に、議案書に戻りまして110ページのほうを御覧ください。

議案第31号、第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画についてにつきましては、新たに令和7年度から11年度までの5か年を計画期間として策定したいので、尾鷲市議会基本条例第9条第3号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、111ページ、112ページを御覧ください。議案第32号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定についてと、議案第33号、尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定についてにつきましては、公の施設管理の指定管理を行うに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、113ページを御覧ください。議案第34号、尾鷲市道路線の認定についてにつきましては、宅地開発に伴い設置された道路の1路線を新たに市が市道路線として認定を行うに当たり、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める

ものであります。

次に、115ページを御覧ください。議案第35号、尾鷲市道路線の変更についてにつきましては、道路台帳更新業務における変更が2件と、道路用地の寄附に伴う変更が1件、それぞれ市道路線の起点または終点を変更いたしたく、道路法第10条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、119ページを御覧ください。議案第36号、尾鷲市公平委員会委員の選任についてにつきましては、本市の公平委員会委員は3人の委員で構成されており、そのうち中島博子氏が本年3月31日に任期満了となりますので、引き続き委員として再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、121ページを御覧ください。

議案第37号から議案第39号までの固定資産評価審査委員会委員の選任についてにつきましては、委員の任期が本年3月30日をもって任期満了となりますが、現委員であります植松顯哉氏、北村綾子氏、丸林克彦氏を引き続き委員として再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、127ページを御覧ください。

諮問第1号及び諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてにつきましては、本市の人権擁護委員は7人の委員で構成されており、そのうち村島正記氏と貝川淳子氏が本年6月30日に任期満了となることから、新たに大川太氏を人権擁護委員に推薦するとともに、貝川淳子氏を引き続き人権擁護委員に推薦するものであり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上をもちまして提出議案の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○濱中委員長　　ありがとうございます。

説明は以上のおりであります。

ただいまの説明に対し質疑等ございましたら御発言をお願いします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中委員長　　では、次に、発議について事務局に説明いたさせます。

○高芝議会事務局長　　それでは、発議第1号、尾鷲市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

令和5年第1回定例会におきまして、個人情報保護法改正に伴う議会独自の個人情報保護に関する条例及び同条例の施行規程を制定していただいておりますが、今回の改正につきましては、第213回国会において成立した情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、同条第2条に新たに第8項が新設されたことにより、関係法令の条項にずれが生じたことから、所要の条文整備などを行うものでございます。

なお、ただいま通知いたしました改正条例の新旧対照表につきましては、説明のほうは割愛させていただきますが、後ほど御確認いただきたいと思います。

次に、本発議の定例会における取扱いにつきましては、定例会最終日の3月18日に上程し、提案説明の後、質疑、委員会付託、討論を省略の上、採決を行っていただくという取扱いを予定させていただいております。

なお、事前に議長に御相談申し上げた結果、今回の発議につきましては、提出者のほうを議会運営委員会濱中委員長さんに、賛成者を、議長、濱中委員長を除く全議員さんをお願いする形を予定しております。

次に、議決を要しないため議場での取扱いはございませんが、ただいま通知させていただきましたとおり、尾鷲市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程につきましても、健康保険証や運転免許証のマイナンバーカードとの一体化に伴う関係施行令及び施行規則の改正に対応する形で所要の規程の整備を予定しておりますので、御意見、御質問などがございます場合は議会事務局のほうへお問い合わせいただけますよう、よろしく願いいたします。

発議第1号に係る説明は以上でございます。

○濱中委員長 説明は以上です。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○濱中委員長 では、次に、請願について事務局に説明いたさせます。

○高芝議会事務局長 それでは、請願について説明させていただきます。

ただいま通知させていただきました請願文書表(案)及び請願書写しのとおり、「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願でございます。

請願者は、三重県津市丸之内養正町1番1号、三重弁護士会会長長谷部拓哉氏、紹介議員は中村レイ議員でございます。

請願の要旨につきましては、冤罪被害者を一刻も早く救済するために、刑事訴訟

法の再審規定、いわゆる再審法が改正されるよう、国の関係機関へ意見書提出を求めるものでございます。

なお、この請願の取扱いにつきましては、本定例会 2 日目である 3 月 3 日に上程し、その後、所管の行政常任委員会に付託し、委員会において、請願の趣旨説明、質疑などを行っていただく予定としております。

説明は以上でございます。

○濱中委員長 請願については以上です。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○濱中委員長 では、次に、議員派遣について事務局に説明いたさせます。

○高芝議会事務局長 それでは、引き続き議員派遣について説明させていただきます。

まず一つ目は、本年 4 月 17 日に愛知県豊田市において開催予定の第 108 回東海市議会議長会定期総会、二つ目は、5 月 1 日に鳥羽市において開催予定の第 170 回三重県市議会議長会定期総会に係るもので、いずれも議長と共に小川公明副議長が出席することから、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 166 条の規定により議決をいただくものでございます。

なお、この議員派遣につきましては、本定例会最終日に議決いただく予定とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○濱中委員長 議員派遣について、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○濱中委員長 それでは、次に、事項書 5 の会期及び議事日程(案)と、事項書 6 から 8 の各発言通告書の提出期限につきまして、事務局に一括して説明いたさせます。

○高芝議会事務局長 それでは、会期及び議事日程(案)について説明させていただきます。

会期は、2 月 25 日火曜日から 3 月 18 日火曜日までの 22 日間の予定でございます。

2 月 25 日午前 10 時に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期決定の後、議案上程、提案説明(審議留保)、これは、先ほど執行部より説明がございました議案第 3 号、仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項に係る関係条例の整備に関する条例の制定についてから、議案第 35 号、尾鷲市道路線の認定に

ついでまでの33議案についてでございます。

次に、議案上程、提案説明、質疑、討論、採決、これは、議案第36号、尾鷲市公平委員会委員の選任についてから、議案第39号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの人事案件4議案についてでございます。

次に、提案説明、質疑、討論、採決、これは、諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦についての人事案件2件についてでございます。

次に、3日月曜日午前10時より本会議開会、審議の内容といたしましては、定例会初日に提案説明され審議留保となっております議案第3号から議案第35号までの33議案に対する質疑を行っていただき、委員会付託の後、一般質問に入っていただきます。

6日木曜日から14日金曜日まで、土日を除きましてそれぞれ午前10時より、行政常任委員会を開催していただきます。

17日月曜日は予備日とし、18日火曜日午前10時より本会議を再開していただきまして、付託議案の委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決などを行い閉会となる予定でございます。

それでは、次に、各発言通告書の提出期限につきましては、まず、一般質問発言通告書提出期限につきましては2月26日水曜日の午前11時、次に、議案質疑発言通告書提出期限は、議案第36号から第39号、諮問第1号及び第2号につきましては2月21日の金曜日午前11時、その他の議案につきましては2月26日水曜日の午前11時とさせていただきます。

次に、討論発言通告書提出期限、こちらにつきましては、議案第36号から第39号、諮問第1号及び第2号につきましては2月21日金曜日の午前11時、その他の議案につきましては3月17日月曜日の午前11時とさせていただきます。

なお、ただいま議案付託表（案）のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますよう、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○濱中委員長　ただいまの説明、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○濱中委員長　それでは、次に議長から御発言いただきます。

○南議長　今回、7年度の、新年度の当初予算ということで、ここ数年前から市民憲章を5分前に、9時55分から開催させていただきます。よって、今回

は、岩澤議員さんに御唱和の音頭を取っていただくということで確認を取っておりますので、5分前には必ず議場のほうへお入りしていただきますよう、25日、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○濱中委員長　本会議初日のことについての説明は以上です。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○濱中委員長　それでは、これで議会運営委員会を閉じます。

（午前10時45分　閉会）